

テラメカニックス研究会会則

(1981年11月9日総会承認)

(1987年11月5日第4条第5条改正)

第1条 本会はテラメカニックス研究会と称する。

第2条 本会は不整地，路外等における機械に関する研究の進歩発展及び会員相互の情報交換を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究発表会，討論会及び見学会などの開催
- (2) 会誌の発行
- (3) その他必要な事業

第4条 本会の会員は，正会員，学生会員，賛助会員の3種とする。

第5条 会費は次のとおり，年会費を前納するものとする。

正会員 3,000円

学生会員 2,000円

賛助会員 30,000円

第6条 本会の経費は会員会費及び寄付金をもってこれにあてる。

第7条 本会に次の役員をおく。幹事は正会員の互選により，会長は幹事会の互選により選出される。

会長1名，幹事若干名

第8条 会長は選出された幹事以外に幹事候補者若干名を推薦し，幹事会の承認を得て幹事とすることができる。

第9条 役員任期は3年とする。ただし重任してもよい。

第10条 本会の事務局は会長のもとにおく。

第11条 この会則を変更するには総会の承認を得なければならない。